

# 訪問リハビリテーションのご案内

## こんなお悩み、ありませんか？

- ・退院した後の生活が心配…。家でリハビリを続けたい！
- ・歩けなくなった、食事でむせる、どうすればいいかわからない…。
- ・通所サービスには抵抗がある。体力に自信がない。
- ・安全で負担が少ない介助方法を知りたい！等々



**訪問リハビリがお手伝いします！**

🍷 **住み慣れた地域で“自分らしく”生活できるよう私たちがお手伝いします。**  
 リハビリ専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が利用者様やご家族の思いを受け止めて“出来ること、やりたいこと”を増やすため、在宅でのリハビリを行います。

## 訪問リハビリテーションができる事

### 基本動作の確認と練習、痛みの軽減

例)寝返り、座る、立上がり拘縮や褥瘡の予防

### 生活動作の確認と練習、心理サポート

例)着替え・入浴・家事等の練習、趣味や楽しみを支援

### 食事・嚥下の確認と指導、言葉の練習

例)食事や飲み込む機能の維持、言葉や声のリハビリ

### 自主練習の提案と指導・確認

例)柔軟性や筋力を保つ運動などを指導

### 住宅改修や福祉用具のアドバイス

例)手すりの取付け、適した福祉用具や自助具を助言

### ご家族や他職種へ介助法のアドバイス

例)安全で負担が少ない介助方法の助言や指導など

🍷 **営業日:月～土曜日**  
 (5月連休・お盆・年末年始を除く)

🍷 **営業時間:8:15～17:15**  
 ⇒1回40分～60分の提供を基本とし、ご相談に

より回数・曜日・時間帯を調整します。  
 🍷 **提供範囲:当診療所から20分程度の範囲ですが、それ以外でもご相談ください。**

## 【お問い合わせ窓口】

八戸生協診療所  
 通所・訪問リハビリテーション

(担当:松橋・藤田)

☎ 0178-71-2525

FAX 0178-44-0334

所在地:八戸市南類家1丁目17-2

## 訪問リハビリテーションご利用までの流れ(介護保険の場合)

- ① ご担当のケアマネージャーに希望を伝えて相談する
- ② 生協診療所または当事業所(通所・訪問リハビリ)に相談・依頼
- ③ 主治医に「診療情報提供書」を依頼(主治医が生協診療所以外の場合)
- ④ 生協診療所の医師又は主治医が訪問リハビリの指示を出す
- ⑤ サービス担当者会議⇒訪問リハビリのご説明と契約
- ⑥ 訪問リハビリテーションの開始(リハビリ計画書を作成)

## ご利用料金について ※料金改訂になり

●利用料(自己負担額)は介護保険と医療保険によって異なります。介護保険をご利用の方は、介護保険が優先となります。各保険の負担割合に応じた額が、ご利用料金になります。

\*下記の表は1回の訪問時間40分を基本として、1割負担の場合の料金を表示しています。

	介護保険(要支援・要介護の方)	医療保険(介護保険未認定の方)
時間	40分/1回	40分/1回
回数	週1～3回(週120分まで) (ケアプランに基づき回数を決定)	週1～3回(週120分まで) *退院後3ヶ月は週240分まで可能 医師の指示により時間や回数を決定
料金	①訪問リハビリテーション費:614円/1回 ※未実施減算適応の場合:514円/1回 ②サービス提供体制強化加算(I):12円/1回 ③移行支援加算:17円/1回	在宅患者訪問リハビリテーション 指導管理料:600円/1回
条件	*主治医が生協診療所以外の場合は、3ヶ月毎に主治医からの診療情報提供書が必要です。	*介護保険を利用せず、生協診療所の往診を月1回以上受けている方が対象

## 訪問リハビリテーションの対象者について

●ご利用対象者:介護保険の要支援(1・2)または、要介護(1～5)に認定されている方  
 定期的に受診しており、主治医から訪問リハビリが必要と認められた方

※医療保険での訪問リハは介護保険の認定を受けてない方が対象です！